

# 令和8年度 福井地方合同庁舎 総合管理業務 (清掃業務・環境衛生管理業務)仕様書

## 1 総 則

本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び関係諸法規によるほか、本仕様書に基づき実施するものとする。

## 2 履行場所

福井市日之出3丁目14番15号 福井地方合同庁舎

## 3 業務内容

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 庁舎清掃業務      | 別紙1「清掃業務仕様書」のとおり         |
|                 | 別紙2「玄関マット外清掃交換業務仕様書」のとおり |
| (2) 建築物環境衛生管理業務 | 別紙3「環境衛生管理業務仕様書」のとおり     |

## 4 検査確認

- (1) 本業務に係る保守点検業務を実施した時は、速やかに点検等結果報告書を提出しなければならない。
- (2) 発注者又は合同庁舎入居官署の管理責任者から本業務に関する資料の提出を求められた際には、受注者は、これに応じなければならない。

## 5 業務実施時期

各業務の実施時期については、別紙で別に定める。

ただし、その詳細については、事前に受注者と発注者(合同庁舎入居官署の管理者を含む)が協議して、決定するものとする。

## 6 作業員等の届出及び遵守事項

- (1) 受注者は、契約締結後、業務着手までに本業務の責任者及び従事する作業員の身分、住所、氏名及び資格等について、発注者に書面により届出を行うこと。また、届出内容の変更を行う際も同様とする。
- (2) 作業実施の際、作業員は社名入りの統一した制服及び名札を着用すること。  
また、言動、動作、服装には注意し、他の者に不快感を与えることのないよう心掛けること。
- (3) 作業員等は、業務の遂行上知り得た情報(書面、見聞又は認識した情報の一切)の機密性を保持し、この契約の終了後においても、第三者に漏らし、又は、ほかの目的に利用してはならない。

## 7 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

### (1) 主な環境関係法令の遵守

受注者(受託者)は、物品・役務(委託事業を含む)の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

#### ①エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)

②廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)

等

③環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法(平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

等

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努めること。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に務める。

8 その他

(1) 受注者は、善良な管理者の注意をもって誠実に業務を遂行すること。

また、業務実施にあたっては、職員の執務に支障を来さないように配慮すること。

(2) 業務の実施にあたって発生した事故等の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(3) 業務の実施にあたっては、設備又はその他の物品等に損傷を及ぼさないように注意を払い、万一、損傷を与えた場合には、速やかに修復することとし、その費用は全て受注者の負担とする。

(4) 業務の実施に必要な光熱水料は発注者の負担とするが、節約を意識した効率的な使用に努めること。

(5) 最低賃金の大幅な改定があり、人件費単価が改定後の最低賃金を下回った際は、受注者は発注者に対し、単価の見直しについて申し出を行うことができる。

(6) 本仕様書に定めない事項で疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ、決定することとする。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努めること。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に務める。

## 福井地方合同庁舎 清掃業務仕様書

### 一般事項

本業務に従事する作業員等は、別紙1の1「清掃業務表」により指示された場所を常に清潔にし、設備等は使用上支障をきたさないよう、善良な取扱いを心掛け、併せて、庁舎内外の美観を保つよう努めるものとする。

日常清掃は、別紙1の2「清掃作業基準表」に基づき実施するものとする。ただし、都合による実施日又は実施内容の変更が必要な場合には、事前に監督職員に申し出て、その指示に従うこととする。

定期清掃については、休日又は時間外の作業が想定されることから、事前に監督職員と協議し、実施日を決定するものとする。

### 1 清掃業務実施仕様

「清掃業務表」及び「清掃作業基準表」に基づき実施することとするが、詳細は以下のとおりとする。

#### (1) 日常清掃

実施周期	週3回（月曜日、水曜日、金曜日）
清掃場所	共用部分は週3回、専用部分（各階事務室等）は週1回の実施とする。 詳細は、清掃作業基準表のとおり
清掃内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弾性床清掃 <ul style="list-style-type: none"> <li>除 塵：床用ブラシ等で掃いて大きなごみやほこりを取り除く</li> <li>拭 き：微細なほこりや汚れをモップ等で拭き取る</li> </ul> </li> <li>・ 硬性床清掃 <ul style="list-style-type: none"> <li>除 塵：大きなごみやほこりを取り除く</li> <li>拭 き：水又は洗剤液で濡らしたモップ等で拭き取る</li> </ul> </li> <li>・ カーペット床清掃 <ul style="list-style-type: none"> <li>除 塵：掃除機でほこりを取り除く</li> </ul> </li> <li>・ トイレ便器清掃 <ul style="list-style-type: none"> <li>洗 浄：専用洗剤液で汚れを落とす</li> <li>拭 き：濡れ拭きの後、乾拭き</li> </ul> </li> <li>・ ごみ収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>処 理：各階の指定場所に集積されたゴミ袋を処理業者の指定収集日に合わせ、 屋外回収用集積場所へ運び出す</li> <li>指定収集日：可燃ゴミは、毎週2回（月曜日及び木曜日） 不燃ゴミは、毎週1回（火曜日）</li> </ul> </li> <li>・ 庁舎外周 <ul style="list-style-type: none"> <li>拾い掃き：巡回して粗ごみを拾い掃きする。</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 定期清掃

清掃内容	・ 弾性床(表面洗浄仕上げ) 除 塵 : 掃除機・フロアダスター・ほうき等により除塵 洗 浄 : 床面に洗浄液を塗布し、ワックスの表面をフロアマシンで洗浄 ワックス掛け : 樹脂ワックスのクロス塗り仕上げ
実施周期	年 4 回 (6月、9月、12月、3月)

清掃内容	・ カーペット床(全面クリーニング) 除 塵 : 真空掃除機又はカーペットスーパードで吸塵 洗 浄 : 専用洗浄機で洗浄し、乾かして起毛、調整
実施周期	年 1 回 (7月)

清掃内容	・ 窓ガラス清掃 洗 浄 : ガラス面を洗浄液を用いて洗浄 拭 き : 窓ガラス専用スクイジーで拭きとる 時 期 : 年 2 回 (6月、12月)
------	--

## 2 その他

本業務の実施に必要な消耗品・清掃器具は、すべて受注者が用意すること。

日常清掃実施の際には、その都度、別紙1の3「日常清掃作業日誌」を監督職員に提出し、確認を受けること。

## 福井地方合同庁舎 清掃業務表

(単位:m<sup>2</sup>)

清掃場所		面積 (m <sup>2</sup> )	材質	区分	日常清掃		定期清掃		
							弾性床 ワックス掛け	カーペット床 クリーニング	窓ガラス清掃 (片面当たり)
1階					週3回	週1回	年4回	—	年2回
事務室	自衛	98.99	カーペット	事務室		○			○
男子更衣室	農政	13.51	Pタイル	事務室以外		○	○		○
リフレッシュ室	自衛・農政	10.45	Pタイル	事務室以外		○	○		○
玄関ホール	共用	49.75	テラゾー	玄関ホール	○				○
廊下	共用	33.08	Pタイル	廊下	○		○		○
廊下	共用	38.36	カーペット	廊下	○				○
共用会議室④	共用	18.56	カーペット	会議室	○				○
便所	共用	28.43	テラゾー	便所	○				○
エレベーター	共用	8.12	Pタイル	エレベーター	○				—
小計		299.25			176.30	122.95	57.04	—	51.45
2階					週3回	週1回	年4回	年1回	年2回
所長室	評価	43.13	カーペット	事務室		○		○	○
事務室	評価	128.00	Pタイル	事務室		○	○		○
行政相談室	評価	20.79	Pタイル	事務室		○	○		○
会議室	評価	33.32	Pタイル	会議室		○	○		○
ロッカー室	評価	29.99	Pタイル	事務室以外		○	○		○
書庫	評価	—	Pタイル	—					○
湯沸室・休憩室	評価	—	Pタイル他	—					○
共用会議室①	共用	76.57	Pタイル	会議室	○		○		○
共用会議室②	共用	14.30	Pタイル	会議室	○		○		○
階段	共用	12.11	Pタイル	階段	○		○		○
廊下	共用	49.24	Pタイル	廊下	○		○		○
便所	共用	15.93	クッションフロア	便所	○		○		○
小計		423.38			168.15	255.23	380.25	43.13	95.64
3階					週3回	週1回	年4回	—	年2回
地方参事官室	農政	33.32	カーペット	事務室		○			○
事務室	農政	171.13	カーペット	事務室		○			○
ホール	農政	14.30	カーペット	事務室以外		○			—
印刷室	農政	16.09	Pタイル	事務室以外		○	○		○
湯沸室・電話交換室	農政	—	Pタイル他	—					○
会議室	農政	44.41	カーペット	事務室		○			○
階段	共用	12.11	Pタイル	階段	○		○		○
廊下	共用	49.24	Pタイル	廊下	○		○		○
便所	共用	15.93	クッションフロア	便所	○		○		○
小計		356.53			77.28	279.25	93.37	—	72.6
4階					週3回	週1回	年4回	—	年2回
事務室	農政	221.85	カーペット	事務室		○			○
会議室①	農政	32.16	カーペット	事務室		○			○
会議室②	農政	17.69	カーペット	事務室		○			○
湯沸室・女子更衣室	農政	—	Pタイル他	—					○
共用会議室③	共用	7.99	Pタイル	事務室以外	○		○		○
階段	共用	12.11	Pタイル	階段	○		○		○
廊下	共用	54.44	Pタイル	廊下	○		○		○
便所	共用	15.93	クッションフロア	便所	○		○		○
小計		362.17			90.47	271.70	90.47	—	85.14
PH					週3回	—	年4回	—	—
階段	共用	12.61	Pタイル	階段	○		○		
廊下	共用	4.33	Pタイル	廊下	○		○		
小計		16.94			16.94	—	16.94	—	—
合計		1,458.27			529.14	929.13	638.07	43.13	304.83

## 福井地方合同庁舎 清掃作業基準表

作業種別	日常清掃									
	床			床以外						
対象部位	弾性床	硬性床	カーペット床	ごみ袋	手すり	衛生容器	衛生陶器	洗面台	鏡	衛生消耗品
作業対象										
作業項目	除塵	拭く	除塵	ごみ搬出	拭く	収集	洗浄及び拭く	洗浄	拭く	補充
1階 玄関ホール	3/週	3/週								
1階 廊下(カーペット)			3/週							
各階 廊下、ELVホール	3/週	3/週								
各階 階段	3/週	3/週			3/週					
各階 トイレ、洗面所	3/週	3/週		3/週		3/週	3/週	3/週	3/週	3/週
エレベーター	3/週									
2階 共用会議室①② (未使用時に限る)	3/週	3/週								
1階 事務室			1/週	3/週						
1階 共用会議室④ (未使用時に限る)			3/週							
1階 リフレッシュ室、男子更衣室	1/週	1/週								
2階 所長室			1/週							
2階 事務室ほか専用部分	1/週	1/週		3/週						
3階 地方参事官室			1/週							
3階 事務室、ホール、 会議室			1/週	3/週						
3階 印刷室	1/週	1/週								
4階 事務室、会議室①②			1/週	3/週						
4階 共用会議室③ (未使用時に限る)	3/週	3/週								

※ 週1回としている箇所については、以下のとおり①から③に区分して実施すること。

- ① 毎週月曜日に実施 庁舎4階の専用部分
- ② 毎週水曜日に実施 庁舎3階の専用部分
- ③ 毎週金曜日に実施 庁舎1階及び2階の専用部分

なお、祝日等により上記で区分した日が実施除外日となる場合は以下のとおり振替する。  
ただし、5月4日～5月6日の間と、9月21日～23日、12月29日～1月4日の間の実施除外日については、振替を適用しない。

実施除外日	清掃箇所	振替日
4月29日(水)	3階	5月1日(金)
7月20日(月)	4階	7月22日(水)
10月12日(月)	4階	10月14日(水)
11月23日(月)	4階	11月25日(水)
1月11日(月)	4階	11月13日(水)
3月22日(月)	4階	3月24日(水)

### 福井地方合同庁舎 日常清掃 作業日誌

令和 年 月 日

福井地方合同庁舎管理庁

作業場所	作業区分				確認
	弾性床	硬性床	カーペット床	床以外	
1階	事務室			週1(金)	
	男子更衣室	週1(金)			
	リフレッシュ室	週1(金)			
	玄関ホール		週3日		
	廊下	週3日			週3日
	廊下(カーペット)			週3日	
	共用会議室④			週3日	
	便所		週3日		週3日
エレベーター	週3日				
2階	所長室			週1(金)	
	事務室	週1(金)			
	行政相談室	週1(金)			
	会議室	週1(金)			
	ロッカー室	週1(金)			
	共用会議室①・②	週3日			
	階段	週3日			週3日
	廊下	週3日			週3日
便所	週3日			週3日	
3階	地方参事官室			週1(水)	
	事務室			週1(水)	
	印刷室	週1(水)			
	会議室・ホール			週1(水)	
	階段	週3日			週3日
	廊下	週3日			週3日
便所	週3日			週3日	
4階	事務室、会議室①・②			週1(月)	
	共用会議室③	週3日			
	階段	週3日			週3日
	廊下	週3日			週3日
	便所	週3日			週3日
PH	階段	週3日			週3日
	廊下	週3日			週3日
清掃作業者				確認印	
作業時間 : ~ :					

※ 作業完了を確認欄でチェックし、本票を監督職員に提出すること。

### 福井地方合同庁舎 日常清掃 作業日誌

令和 年 月 日

福井地方合同庁舎管理庁

作業場所	作業区分				確認
	弾性床	硬性床	カーペット床	床以外	
1階	事務室			週1(金)	
	男子更衣室	週1(金)			
	リフレッシュ室	週1(金)			
	玄関ホール		週3日		
	廊下	週3日			週3日
	廊下(カーペット)			週3日	
	共用会議室④			週3日	
	便所		週3日		週3日
エレベーター	週3日				
2階	所長室			週1(金)	
	事務室	週1(金)			
	行政相談室	週1(金)			
	会議室	週1(金)			
	ロッカー室	週1(金)			
	共用会議室①・②	週3日			
	階段	週3日			週3日
	廊下	週3日			週3日
便所	週3日			週3日	
3階	地方参事官室			週1(水)	
	事務室			週1(水)	
	印刷室	週1(水)			
	会議室・ホール			週1(水)	
	廊下	週3日			週3日
	階段	週3日			週3日
便所	週3日			週3日	
4階	事務室、会議室①・②			週1(月)	
	共用会議室③	週3日			
	階段	週3日			週3日
	廊下	週3日			週3日
	便所	週3日			週3日
PH	階段	週3日			週3日
	廊下	週3日			週3日
清掃作業者				確認印	
作業時間 : ~ :					

※ 作業完了を確認欄でチェックし、本票を監督職員に提出すること。

## 福井地方合同庁舎 玄関マット外清掃交換業務仕様書

### 1 清掃業務実施仕様

#### (1) 業務内容

福井地方合同庁舎(福井市日之出3丁目14番15号)の西口玄関及び1～4階事務室入口の5箇所にマットを配備し、4月1日(水)を起点に月の上旬と中旬に清掃済みのマットに交換するものとし、年間で計24回交換を行うものとする。

また、マット交換の際は、周辺の除塵等簡易な清掃を行うこととする。

#### (2) 配備するマットの仕様

幅1500mm×奥行900mm×厚7mm程度の通称「うす型マット」を使用するものとする。

#### (3) 業務実施上の留意点

本業務に従事する作業員等は、マット交換にあたり設置設備等の使用に支障をきたさないよう善良な取扱いに心がけ、併せて庁舎内外の美観を保つよう努めるものとする。

なお、交換作業終了後は、その都度、監督職員に納品書等を提出し確認を受けるものとする。

#### (4) その他

①業務の実施により使用する資材、消耗品等がある場合は事前に申し出ること。

なお、これらに要する費用は全て受注者の負担とする。

②業務の実施に要する光熱水料は、発注者で負担する。

③本仕様書に定めなき事項については、別途双方で協議して定めるものとする。

## 福井地方合同庁舎 環境衛生管理業務仕様書

### 一般事項

この業務の実施にあたり環境衛生上、必要な事項については、常に最良な状態を保持すること。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、関係法令、条例、規則等を遵守し、安全には最善の努力を払い業務を実施すること。

### 1 空気環境測定業務

#### (1) 測定位置

室内については、各階毎に居室中央の床上75cm以上150cm以下の高さで午前と午後の2回測定する。

外気については、1階出入口付近で午前と午後の2回測定する。

#### (2) 測定周期

2ヶ月に1回、奇数月に実施すること。

#### (3) 測定結果

測定結果は速やかに報告すること。なお、測定の結果、下表の管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し報告すること。

#### (4) 測定項目及び機器

測定項目及び機器は、下表による。ただし、外気の場合、気流の測定は行わない。

測定項目	測定機器等	管理基準値
1. 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 $\mu$ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径が概ね10 $\mu$ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1m <sup>3</sup> につき、 0.15mg以下
2. 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器	100万分の6以下
3. 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器	100万分の1,000以下
4. 温度	0.5度目盛の温度計	①18度以上28度以下 ②居室温度を外気温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5. 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計	40%以上70%以下
6. 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計	0.5m/s以下

## 2 給水設備保守業務

### (1) 対象設備

- |  |     |
|--|-----|
| ① 加圧給水ポンプユニット                                | 2 基 |
| ② FRP製受水タンク 7.5m <sup>3</sup> (2.0×2.5×1.5m) | 1 基 |
| ③ 屋外ステンレス鋼管                                  | 1 式 |

### (2) 業務周期

定期点検業務は年2回(6月、12月)、清掃業務は年1回(6月)とし、水質検査業務は年1回(6月)とする。

### (3) 業務結果

点検・測定結果は速やかに報告すること。

### (4) 点検・清掃等

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書に基づく点検を定期点検とする。

なお、緊急かつ必要な場合は、定期点検以外の機械設備等の性能・機能を維持する目的で行う保守作業を実施することとする。

ポンプ室の受水タンク(2.0×2.5×1.5m)について、タンク内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、FRP製の材質に応じて適切な方法で行う。洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺のコブ掃除を行う。清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等がタンク内に流入しないように清掃業務を行う。

このことにより、水道法及び同法施行令並びに同法施行規則に定める飲料水水質検査を同時に実施することとする。

水質の検査項目は、以下のとおりとする。

水質検査	検査項目
省略不可項目 (11項目)	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

## 3 害虫駆除業務

### (1) 技術基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(施行規則第4条の5第3項)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準による。

### (2) 業務周期

年1回(9月)とする。

### (3) 業務結果

駆除終了後は、効果判定を行い速やかに報告すること。なお、判定の結果、効果が認められない場合は、その原因を推定し報告すること。

### (4) 点検・駆除

目視調査(必要に応じ粘着トラップ類の設置)により、生息状況を点検、記録する。

駆除には、建築物全体について効果的な実施時期、防除方法及び薬剤を決定し、統一的、計画的に行い、その際の使用薬剤名、使用量及び使用方法等は記録すること。

### (5) 留意事項

薬事法等の規定に基づき、使用及び管理を適切に行い、作業員並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、飲食物、什器の汚染を防止すること。

### (6) 作業の実施時期

実施時期については、発注者と受注者とで協議のうえ決定するものとする。





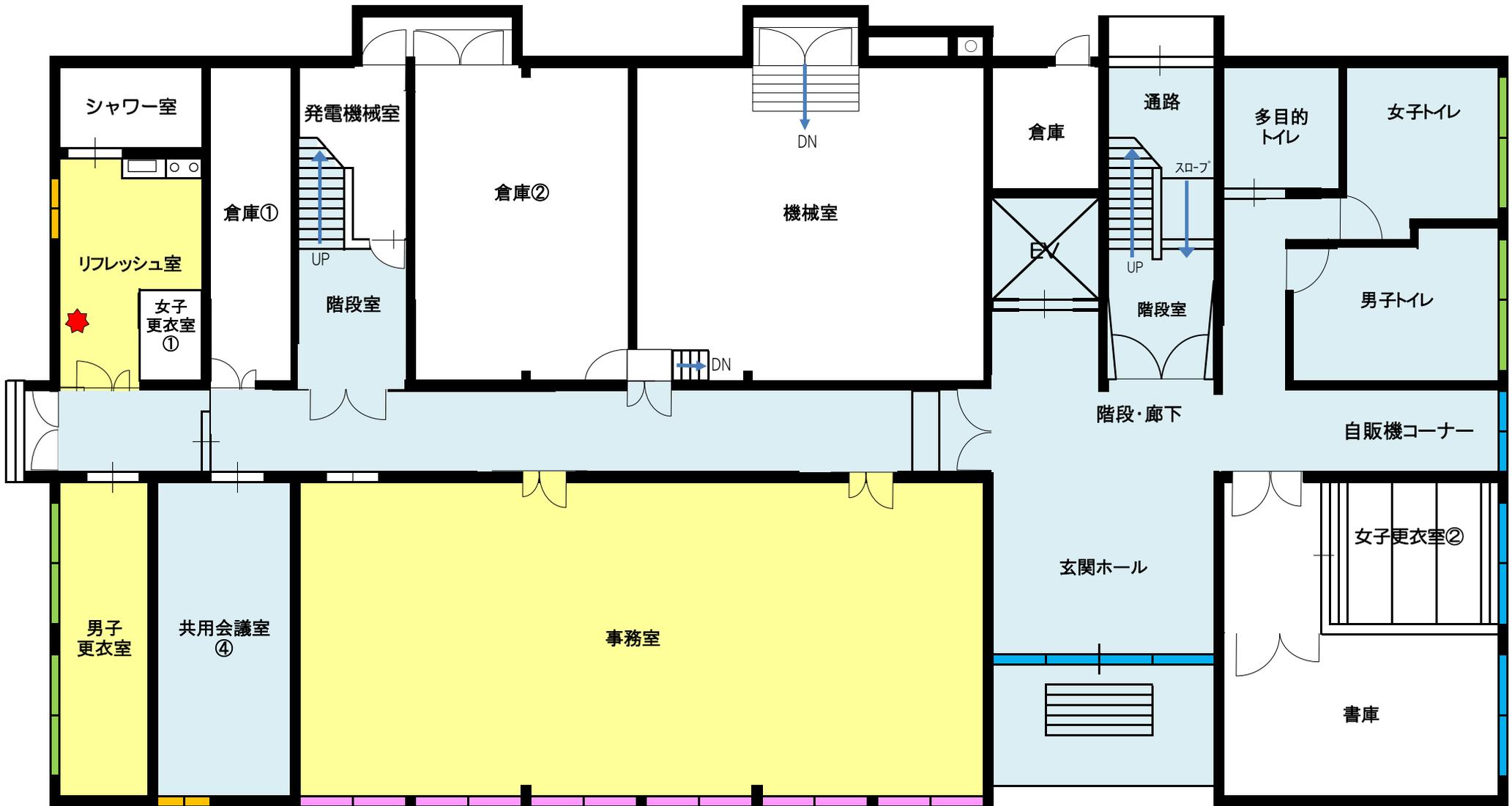
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

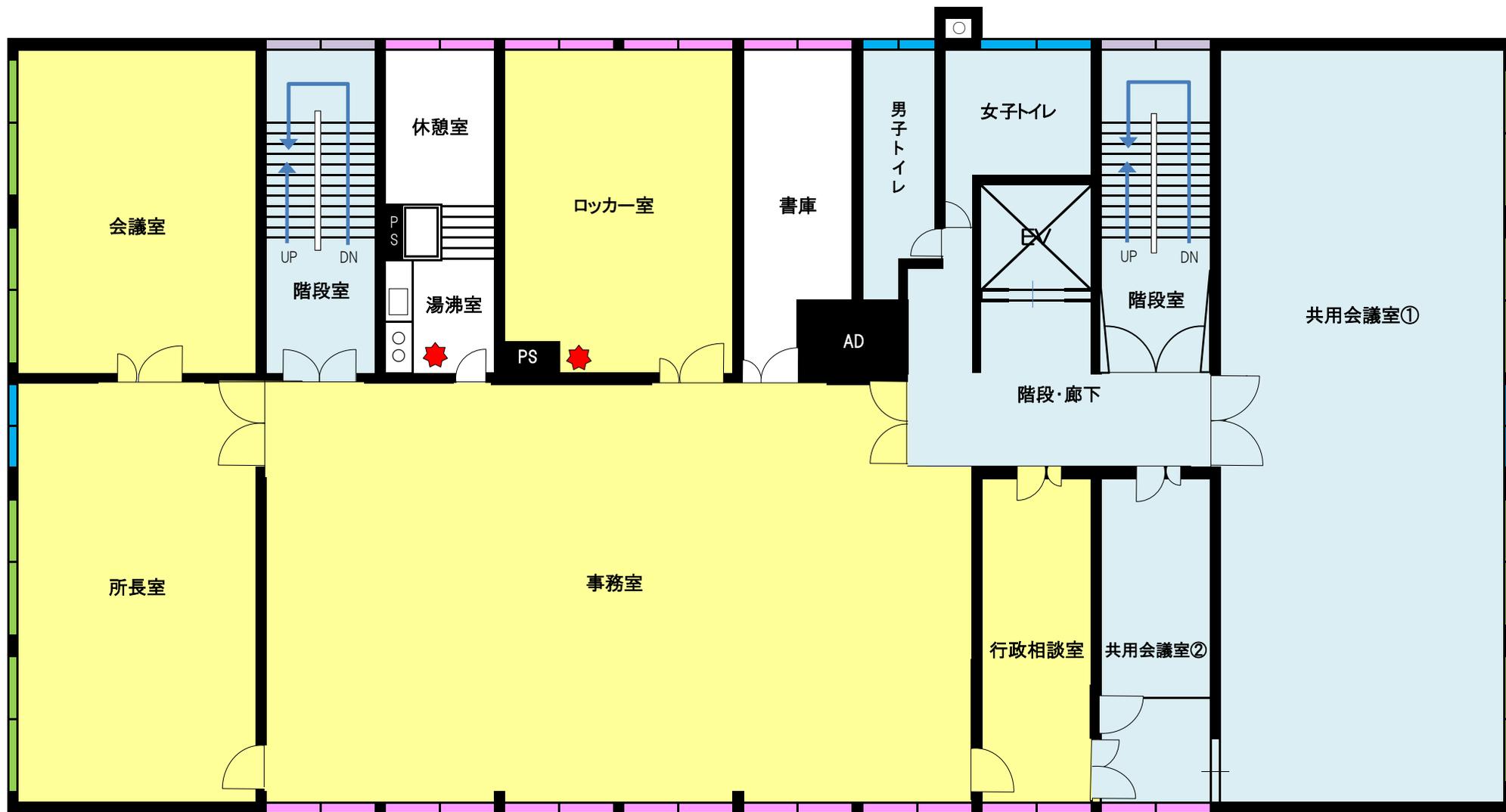


専用部分に係る清掃範囲

★ ゴミ集積場所

共用部分に係る清掃範囲

福井地方合同庁舎 1階

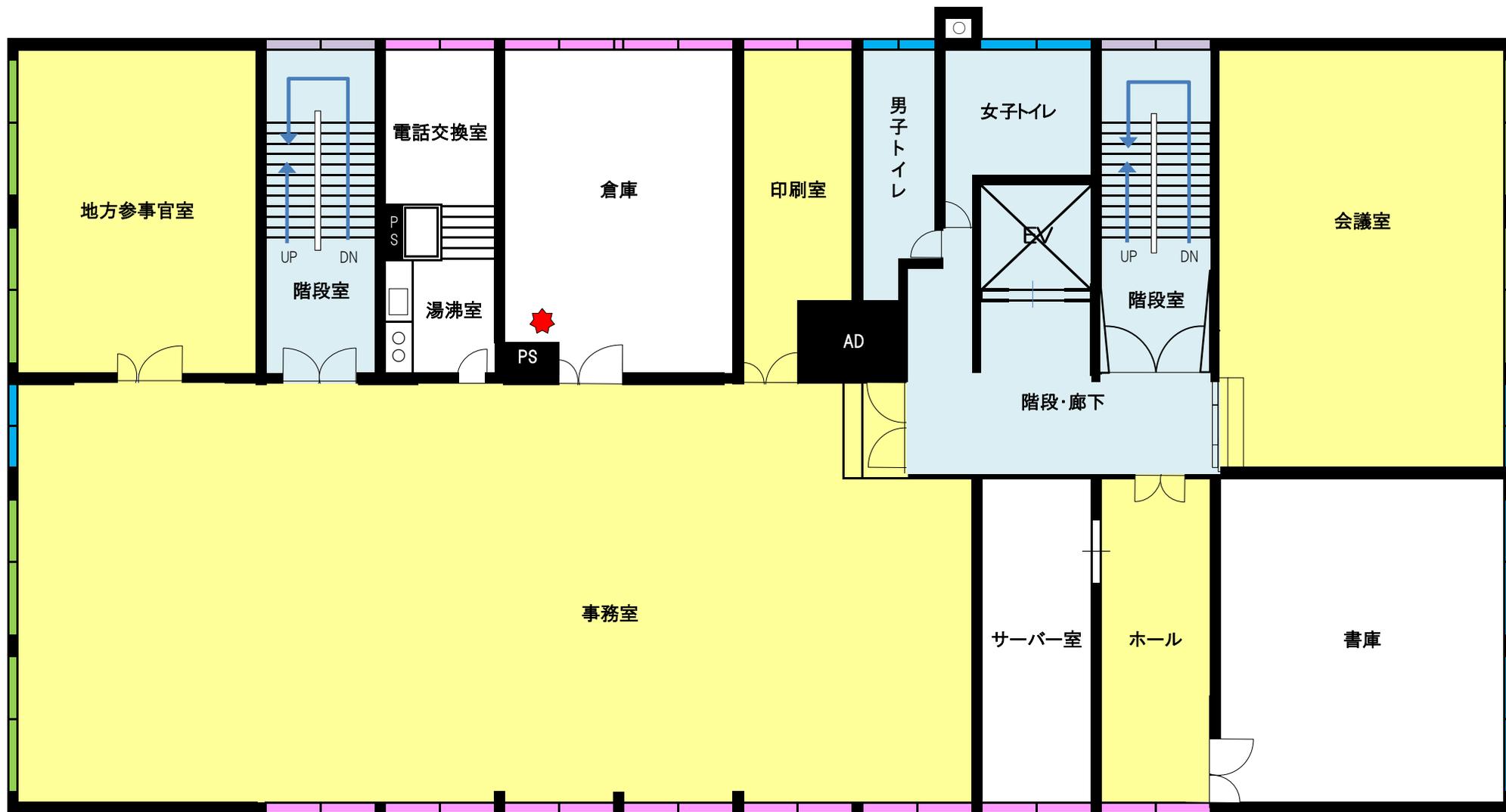


専用部分に係る清掃範囲

★ ゴミ集積場所

共用部分に係る清掃範囲

福井地方合同庁舎 2階

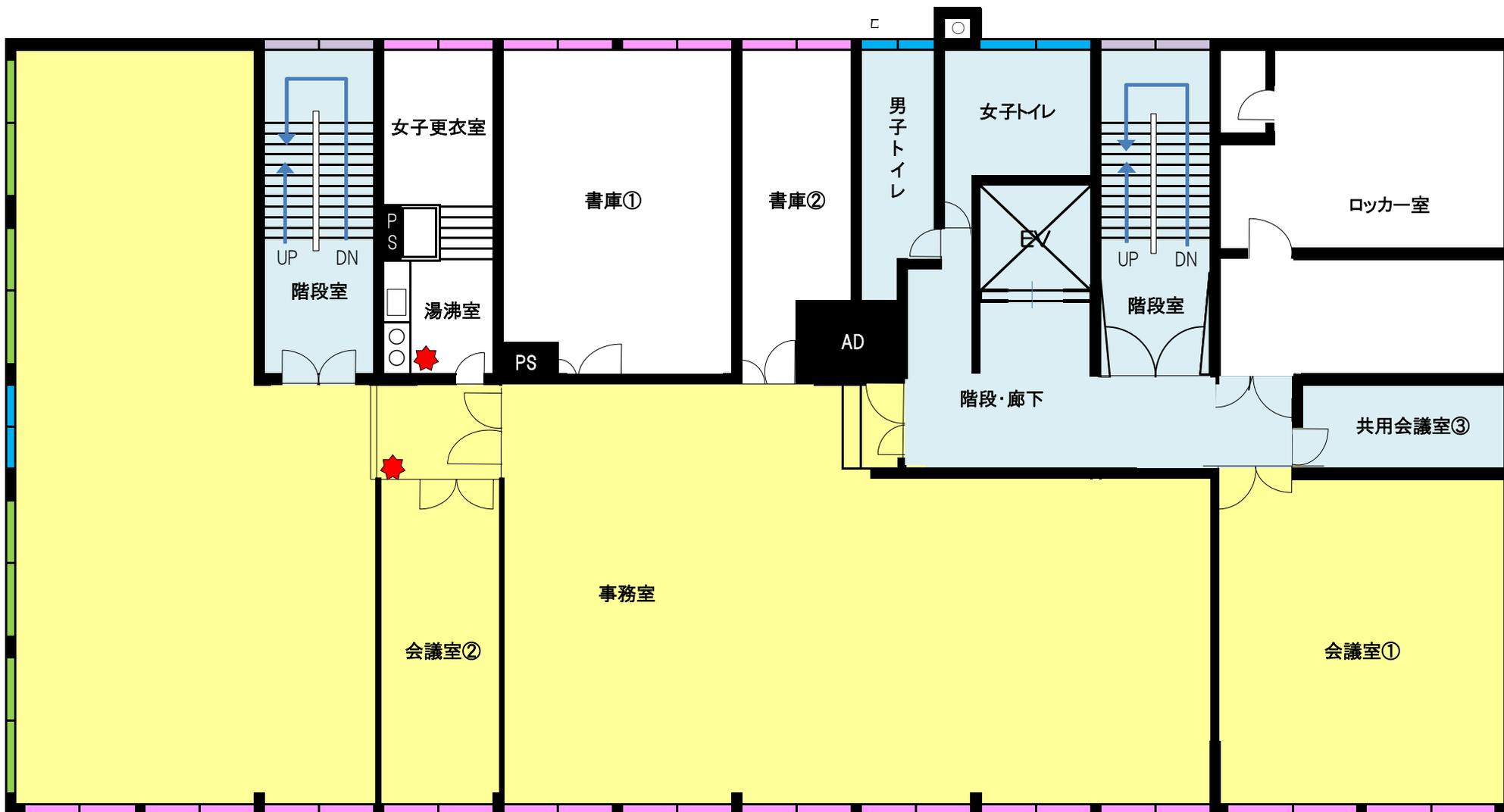


専用部分に係る清掃範囲

★ ゴミ集積場所

共用部分に係る清掃範囲

福井地方合同庁舎 3階

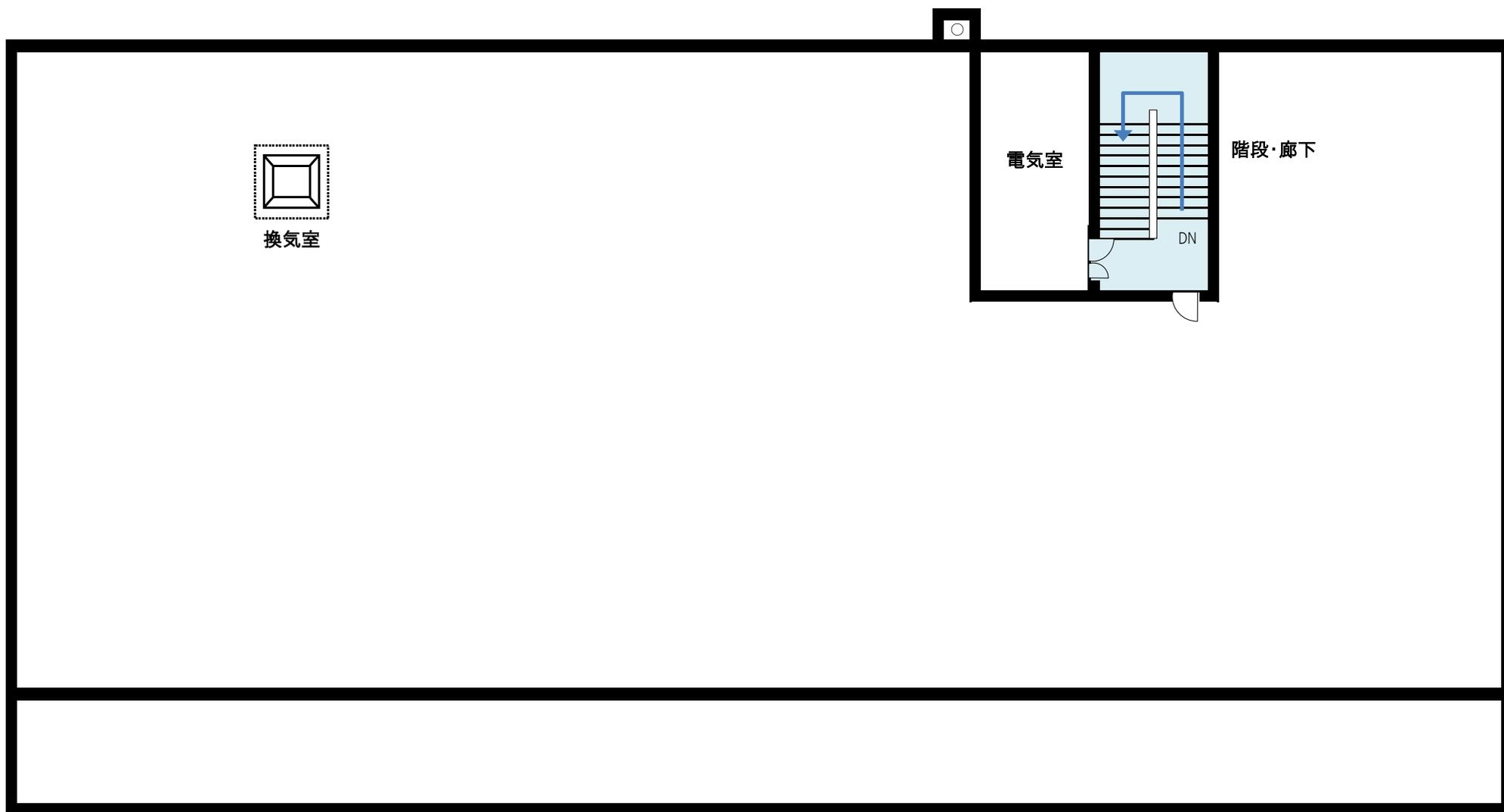


専用部分に係る清掃範囲

★ ゴミ集積場所

共用部分に係る清掃範囲

福井地方合同庁舎 4階



共用部分に係る清掃範囲

福井地方合同庁舎 PH